

令和4年度 第6回 琴浦町農業委員会総会議事録

日 時	令和4年9月8日（木） 午後2時30分			
場 所	琴浦町役場分庁舎 多目的ホール			
出席委員 (13人)	1番 久米 繁好	2番 潮 智博	3番 村上 隆	4番 川崎 康晴
	5番 福本 正博	6番 三浦 勝美	7番 石賀 英男	8番 伊藤 英之
	9番 中本 敏彦	10番 丸山 環	11番 足立 紀美世	12番 前田 正秀
	13番 福田 昌治			
欠席委員 (0人)				
出席推進委員 (12人)	北中 善隆	遠藤 一夫	池山 晃広	三嶋 邦彦
	小前 茂雄	松本 芳己	桑本 慎吾	幅田 高広
	入江 敏朗	澤田 光秋	石賀 昭則	河上 幸徳
欠席推進委員 (0人)				
事務局	事務局長 山根 伸一、補佐 毎田 陽子、係長 高塚 泰子			
提案議案	議案第25号 農地法第3条の規定による許可の専決処分の報告について 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第28号 農用地利用集積計画の決定について 議案第29号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について			
報告事項				

議長	<p>定刻になりましたので、ただ今より、令和4年度 第6回琴浦町農業委員会総会を開催します。</p>
全員	<p>初めに農業委員会憲章の唱和を行います。</p>
議長	<p>(農業委員会憲章の唱和)</p>
事務局	<p>成立宣言を事務局にお願いします。</p>
議長	<p>ただ今の出席委員は13名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、令和4年度 第6回琴浦町農業委員会総会が成立したことを報告します。以上です。</p>
議長	<p>議事録署名委員の指名ですが、3番 村上委員、4番 川崎委員にお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議事に入ります。議案第25号 農地法第3条の規定による許可の専決処分報告について 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1ページをご覧ください。議案第25号 農地法第3条の規定による許可の専決処分報告について 農地法第3条の規定により、下記農地の公売による取得の許可について専決処分をしましたので、報告します。</p>
事務局	<p>申請番号1番 農地の所在 大字赤碕 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積3,033㎡。譲受人は琴浦町内の個人、申請事由は公売になります。</p>
事務局	<p>これは7月の第4回総会の議案第18号において、買受適格証明の発行を許可した案件について、譲受人が農地法第3条の許可申請を行われたものになります。その申請内容について審査を行った結果、買受適格証明交付時と変化がなかったということから、専決処分による許可を行いましたので報告いたします。以上です。</p>
議長	<p>この議案第25号は、農地法第3条の規定による許可の専決処分についての報告となりますので、皆さんからの許可を求めるといものではありませんが、何か質問等があればお願いします。</p>
議長	<p>(質問等無し)</p>
議長	<p>質問等が無いようですので、以上で終了することとします。</p>
事務局	<p>続きまして議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2ページをご覧ください。議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。</p>
事務局	<p>申請番号15番 農地の所在 大字徳万 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積1,759㎡。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。</p>
事務局	<p>本案件は、譲渡人と譲受人の協議によって売買することになり申請をされたもので、農地取得後は野菜を耕作される予定です。</p>

売買価格は1筆全体で [] 円、10a当りでは約 [] 円になります。

申請番号16番 農地の所在 大字杉下 []、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積18㎡。申請地は他に2筆あり、3筆の合計面積は778㎡になります。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。

本案件は、譲渡人と譲受人の協議によって売買することになり申請をされたもので、農地取得後は野菜を耕作される予定です。

売買価格は3筆全体で [] 円、10a当りでは約 [] 円になります。

申請番号17番 農地の所在 大字松谷 []、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積747㎡。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。

本案件は、譲受人の希望によって売買することになり申請をされたもので、農地取得後は果樹を耕作される予定です。

売買価格は1筆全体で [] 円、10a当りでは約 [] 円になります。

申請番号18番 農地の所在 大字赤碕 []、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積265㎡。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。

本案件は、譲渡人の希望によって売買することになり申請をされたもので、農地取得後は野菜を耕作される予定です。

売買価格は1筆全体で [] 円、10a当りでは約 [] 円になります。

以上の4件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。

(質問等無し)

質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。

(挙手多数)

賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。

続きまして議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。

3ページから6ページをご覧ください。議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定により、下記農

議長

事務局

地の申請があったので意見を求めます。

申請番号10番 農地の所在 大字湯坂[REDACTED]、登記簿地目 田、現況地目 畑、面積370㎡。譲渡人、譲受人ともに琴浦町内の個人です。権利の区分は売買による所有権移転、施設の概要は一般住宅になります。

農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。申請地は農用地区域内に位置していたことから、転用に伴う農業振興地域からの除外申請手続きを行い、令和4年9月6日付で除外が決定されています。

転用事由の詳細について説明します。譲受人は申請地東側に位置する現在の住所地に、祖母と両親、姉、妻と子ども2人の合計8人で暮らしておられますが、子どもの成長に伴い現住居では手狭になってきたために、以前から住宅の新築を検討されていたそうです。将来的に両親の面倒を見る必要があること、子どもの「通学班」が変わってしまうことに抵抗があることなどの理由により、自宅から近い距離に位置している適地を探しておられたところ、所有者である譲渡人より土地を譲っても良いという申し出があったことから、住宅の新築を計画して申請をされたものです。

土地造成等について説明します。申請地では表土を最大20cm程度鋤取った後、東側の道路面と同じ高さにするために最大40cm程度真砂土で埋め立て、道路に面していない南側と北側部分にはコンクリートブロック1段積を設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっています。その後で木造2階建の住宅を建築し、合わせて住宅の東側には駐車スペース4台分を整備、住宅の西側には庭木の植栽、子どもの遊び場や家庭菜園を設置されるということです。

工期は許可日から6ヶ月間を予定されています

資金調達計画について説明します。土地購入費、土地造成費、建築費、その他費用の合計が[REDACTED]円で、それに見合う金融機関の融資証明書が添付されています。なお土地購入費については、1筆全体で[REDACTED]円、1㎡当りでは約[REDACTED]円となっています。

被害防除計画について説明します。建物及び敷地からの雨水については地下浸透で処理、生活排水については公共下水道に接続して処理する計画となっていますし、住宅は隣接農地から最大8m以上の距離を取って建築する計画となっていることから、周辺農地に対する日照及び通風等への影響はないものと考えます。

なお5ページの説明図にもありますように、申請地の西側と南側を取り囲むように畑[REDACTED]が隣接していますが、南側に隣接している部分を道路からの進入路として確保されているために、通作に対しても支障はないものと考えます。

<p>議長</p>	<p>申請番号460番から、13ページの申請番号467番までの外8件についてはご覧のとおりです。</p> <p>14ページをご覧ください。権利種別は使用貸借権設定になります。</p> <p>申請番号468番 農地の所在 大字逢束[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積794㎡。利用権の種類は使用貸借権、貸付人は琴浦町外の個人、借受人は琴浦町内の個人です。10a当りの借賃は無償、始期は令和4年9月13日、終期は令和7年9月12日、期間は3年間で新規、内容は飼料となっています。</p> <p>申請番号469番から、15ページの申請番号471番までの外3件についてはご覧のとおりです。</p> <p>なお、農地中間管理事業等により農業農村担い手育成機構に貸し出す農地の申請は、貸借権設定が16ページの申請番号472番から18ページの申請番号476番までの5件、使用貸借権設定が19ページの申請番号477番から21ページの申請番号481番までの5件です。</p> <p>以上の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等なし)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第29号 農用地利用配分計画(案)に対する意見についてですが、関係委員に該当する池山委員、小前委員は退席をお願いします。</p> <p>(池山委員、小前委員の退席を確認)</p> <p>議案第29号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について 事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>22ページをご覧ください。議案第29号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき、農用地利用配分計画(案)に対する意見を求めます。</p> <p>整理番号1番 権利の設定を受ける者は琴浦町内の個人です。土地の所在地 琴浦町大字田越[REDACTED]、現況地目 畑、面積1,051㎡。権利の種類は貸借権、権利の内容は普通畑、契約期間は5年間、開始年月日は令和4年9月13日、終了年月日は令和9年9月30日、10a当りの賃借料は[REDACTED]円となっています。</p> <p>整理番号1番の外2筆と、整理番号2番から25ページの整理番号9</p>

<p>議長</p>	<p>番までの外 8 件についてはご覧のとおりです。以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、原案どおり提出することと決定いたします。</p> <p>(池山委員、小前委員の復帰を確認)</p> <p>その他に移りたいと思います。9月6日に行われた農家相談の報告を石賀英男委員にお願いします。</p>
<p>石賀英男委員 議長</p>	<p>(農家相談 1 件報告)</p> <p>令和 5 年度琴浦町農業施策に関する意見書に係る意見・提案の募集について、農家担い手結婚対策事業実行委員会について、農政委員会長の川崎委員より報告をお願いします。</p>
<p>川崎委員</p>	<p>(令和 5 年度琴浦町農業施策に関する意見書に係る意見・提案の募集について、農家担い手結婚対策事業実行委員会について報告)</p>
<p>議長</p>	<p>こちらの方からは以上ですが、皆さんの方で何か質問等がありましたらお願いします。</p> <p>無いようですので、以上を持ちまして令和 4 年度 第 6 回琴浦町農業委員会総会を終了します。</p>